電子決済等代行業者との契約締結内容（マネーツリー株式会社）

株式会社みちのく銀行（以下、当行）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、マネーツリー株式会社（以下、事業者）との接続における契約内容の一部を公表いたします。

１.電子決済等代行業の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての当行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

(1) 事業者は、事業者が提供するサービス（以下、本サービス）に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービス利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービス利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。

(2) 事業者は、上記(1)の損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行います。

(3) 事業者は、上記(1)に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、事業者が利用者に賠償又は補償した損害を当行に求償することができます。また、事業者は、上記(1)に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当行および事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、当行と合意した額を求償することができます。

(4) 上記(1)に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、当行又は事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当行及び事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。

２.電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得したお客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 事業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービス利用規約に従って取り扱うものとします。

(2) 事業者は、当行の定める基準にしたがってセキュリティを維持します。

(3) 事業者は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行います。

(4) 当行は、事業者が当行の定めるセキュリティ基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、本API連携を制限又は停止することができるものとします。

３.当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者（※）の委託を受けて銀行法第2条17項各号に掲げる行為（第1条の3の3に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得したお客さまに関する情報の適切な取扱いおよび安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置ならびに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当行が行うことができる措置に関する事項

(1) 事業者は、当行の事前の承諾を得た場合（第三者との共同実施や連携を行う旨を別紙に定める場合を含む。次項において同じ。）を除き、本サービスの利用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させてはならないこととします。

(2) 事業者は、上記(1)に基づく当行の承諾により、本サービスの利用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても原契約の定め（情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置並びに法令等に基づき必要な事項に限る。以下本項において同じ。）による責任を負担し、当該第三者をして原契約の定めを遵守させるものとします。

(3) 事業者は、再委託者が上記(1)に基づいて負う義務の不履行について、連帯して責任を負うものとします。

（※） 電子決済等代行再委託者とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項のいずれかに該当する事業者のことをいいます